廣益俗説辨 廿

遺編二

士庶 近世

和書門 類
一九〇五三 號
一八二 函
一三 架
四六 冊

内閣文庫
和書 類
一九〇五三 號
二二 函
架
冊

内閣文庫
番號	和	19053
冊數	46（28）	
函號	212	69

国立公文書館
National Archives of Japan

廣益俗説辨遺編廿七目録

士庶

補 鎌田兵衛政清を忠臣といふ説

補 甲賀三郎兼家地獄廻の説

補 愛護若が説

補 蓮徳丸が説

補 山庄太夫が説

近世

補 果子ばかりとし侍童が説

淺草文庫

花迺家文庫

国立公文書館 National Archives of Japan

廣益俗説辯遺編巻廿七

士庶

補 猿田彦政清は庚申といふ説

俗の説流布の書に猿田彦太郎政清はその世にて庚申と称せり

今按ずるに猿田彦が忠義をもつてせども罪悪を去田

よりと雖もしゆへいかんとなれば保元物語に所為義を

あるに六條判官為義義朝の方へ降参せしを

帝よりこれを誅すべき由綸旨下さる義朝家人

猿田政清にいひつくべきと談せられ猿田申けるは

私軍ならば世のそしりあらば罪科ともなりぬべし

是ハ勅命なれバかくし誅せられまじきことゝ仰られし
かゝれバ観経にも劫初より以来父を殺せし悪
王一万八千人ありといへどもいまだ母を殺せし者を聞ずと説れ
たりかくの悪王位をうばはんとするたぐひの
おほしいはんや親敵とさへいふものなるやたとひ縦
ありふてうなりとも時日をうつすべからず命を
他手にかけさせ給はんよりは手づから誅して後世の
孝養をせさせおはすべしとの給ひけれバまことにふかく
かんじて終に父の首をうたせられける捫蝨新話
云昔阮籍聞有殺母者曰嘻殺父乃可也至殺母

乎人怪其失言籍曰禽獣知母而不知父殺父禽
獣之不若也これまことに人ハ禽獣にあらずなれバそれより
もおとれるをそしりまいり鎌田が父をころさせ者一万
八千人いまだ母をころせしといふことなきをもて母を知て
父をしらざる邪見も到時に義朝として禽獣の域
に陥りて不忠不孝の二つに起て終に滅家失
身にいたれバ是義朝が父をころせるハまことに鎌田がす
ゝめより出しかれバ鎌田ハ主の為に誅せし者なりこそ後義
朝が長田に害せられるも父をころせし報ありし道
をかりて鎌田ハ為義を誅せしつミによるなど

義貞とゝもに誅せらるゝものなりき天罰踵をめぐらさ
ざりしが為に長田にて殺されたり然るを世人長
田が義朝を害せしをにくんで鎌田が妻を誅せしこ
とをしらず長田は鎌田が舅といふまでにて義朝
の臣にあらざれば主をそて鎌田が罪悪長田より
おもしといふべきものを理にくらき書生輩謾に称で
忠臣と記せしは[illegible]がたしなくふかなるや吁

補

甲賀三郎兼家地獄廻乃説

俗説云むかし近江国甲賀村に甲賀太郎甲賀次郎甲
賀三郎兼家といふ兄弟ありかの兄弟勅をうけたまはり

て若狭国にありける鬼神対治をさ太郎次郎はおそ
れてゆかざりしに三郎勇をふるひて鬼をさりしところを
兄二人己が功にせんことをねがひ三郎をあざむき谷へ
落しおとし鬼の首を持て上洛しぬれば地をた
ましる三郎は谷底の洞穴より一百三十六地獄をめぐり
[illegible]の利益によりて古里にかへり兄どもをうらみし
気向しそくと蒙せしかば身の上によろこびをが示
現を加へたまへり近江にあるに任ぜられ

今按るに伊賀地志引甲賀家傳云醍醐天皇
御宇信濃国望月明府住人諏訪左衛門源重

頼朝廷に仕へて勇名あり男子三人あり嫡男ハ
望月太郎重家次男ハ羅須和次郎貞規三男ハ
三郎兼家といへり然るに若狭国高縣山に賊
ありて旅客をおびやかし追伐すべき旨勅
て重家貞規兼家高縣山に発向し筑中兼
家武勇絶倫なるを以て進で強戦を逆賊徒
の巣窟誅伐ある舎兄重家貞規彼武功を猜深
者につき隠し我高名なりと奏して過分の
恩賞を賜り太郎ハ信濃守と改め次郎ハ美濃守と
改むされとも兼家冤に陥りて大に傷き息をてよ

給ふといへども程なくして横りおかる君乃方
にて療養を加へ本復せしかバ漸く私宅に立
かへれバ舎兄等これをみてゆく方なく逐電
せしを兼家友人が領知をあわせて武威ますます強
大なり承平年中相馬将門が謀反乃とき勅命
によりて東国下向し軍功他に超し近江
国の内甲賀郡をたまはりて居住し甲賀を氏とす
と改む後又伊賀半国を賜り子孫在世具に
其際たといふ墓同国阿拝郡一宮奥鈎寺
谷に在りと見えたり此説理とするにあらん

補 愛護若が説

俗説云むかし二条蔵人といふ人の子に愛護若と
いふ美少人あり継母これに恋慕し文をおくりし
かども承引せざるゆゑ讒言して愛護を追出さし
む愛護が叔父叡山にありしがたのまんとゆきしに
のがれし叔父の宿あやしみてむかへざりければ愛護
せんかたなくしてきりうが瀧に身を投て死せり其
霊山王権現とあがめ祭ると云

今按ずるに此説は秋夜長物語によりて作りし
ものなり長物語云後堀川院の御宇西山の瞻

西上人ハ北嶺東塔の住侶勧学院の律
師慶戒といひし慶戒いさゝかのちにハいりて山
を出て他に住んとおもひけるが醫王山王の結縁
をもそのすぐる同城同侶のなごりをも惜しく
ておもひわづらひけるが石山に七月こもりて
通夜したる夜の夢に美児ある人出てかよふを
見つゝねむりしに三井寺の辺に出て夜な／＼おもひ
て愛護の後の房の庭にたちよりけるに
ころは二八ばかりの美少人花の下にたゝずみて
み居たり是ハ三条京極に住まへる花園の左大臣

の子梅若(ワカ)と申せしぞかりある律師(リツシ)が夢(ユメ)に見ん
くるおもかげにさとしたりとて見ばよくおもひ
出されつゝかの人の心ざしる童(ワラハ)をかたらひ文(フミ)をお
くりければかの人もぼに入れて律師を手引きそ
一夜あひたりこれなん後律師山より下りても
猶(ナヲ)恋慕(レンボ)乃こゝろやまひにふしゝづみてありしく
らせり梅若はよしと寄てみ人てのみなかなかだ
なかりん跡(アト)訪(トイ)てとむらひかしたとひ出(デ)家なり
しとたび縁ゆかしむるひたち童(ワラハ)一人をかたらして
出られどもおもにかれぬ唐崎(カラサキ)の松代

かげに庵むすひわたられ天狗にさまたげられと也
をとりて比叡(ヒエイ)山へかそのかたへとなしがどしてもかく年
たけたる山伏来てひそかにともなひゆきぬ
梅若うせけりそ山門三井寺大にさわぎだし山門は衆(シユ)
徒(ト)発(ケウ)戒(カイ)律師(リツシ)以下如意(ニヨイ)が嶽(ダケ)より乱(ミダ)れ入り三井寺に
火をかけてやきはらひぬ後梅若ゆり来り見れ
ども我がゆへに仏閣(ブツカク)殿舎(デンシヤ)火災(サイ)に罹(カヽ)りしを悲(カナ)
しみ泣(ナク)く文を書き童(ワラハ)にもたせて律師につかへ
し瀬田(セタ)の橋(ハシ)の下に身を投(ナゲ)てむなしくなれり律
師まどひ来りたる也骸(カラ)を岩(イハ)の狭間(ハザマ)より尋(タヅネ)

出し血のかたまりをかゞせどもとりひかず土衆やがて葬りおさめ骨を首にかけて諸国を修行し亡孩ねんごろに弔ひをなしけり笠置寺説此聖護院の梅若を愛子の若として三条京極に住せる花園左大臣と二条の蔵人として叡山の慶戒が恋慕を継母が恋慕として瀬田の橋下に身を投し後つらうが滝に身を投うりころ慶戒が医王山王丸結縁といひしことあるを山王権現とあらそひきたりと伝へりたることのなり

補

信徳丸が説

信説云河内国高安里に高安長者延年といふ者あり其一子を信徳丸といふ和泉国蔭山長者が女子と婚姻の約をなせりしかるに延年が妻死して後後妻をむかへ男子をうめり次郎丸といふ継母が児孫をよりて信徳癩病となり且盲目となれりて継母これを讒して信徳を追出さしむ蔭山が女子これをきゝて尋ね出して己が館にいざなひ帰り療せしむるにほどなく病全眼ひらきぬ蔭山ハ男子なかりければ幸とよろこび贅壻として家を継がしめけりそのゝち高安長者ハ家おとろへ財つきて乞人となり信徳にたよりて

守てかへしを天王寺に於て七日の施行をなさしめし
に延年比丘にまどひのありしを信徳もこゝろみまいる
となり

今按ずるに此説は弱法師といふ俗謡に河内国高安里
なる左衛門尉通俊といふ者の子春徳丸といへる者の
讒によりて追出されしが父後にをもひ天王寺にて一
七日施行をなしけるに弱法師といふ乞丐人
来り通俊これと問答してしかるに春徳丸なり
しかば高安里につれかへりしと見えたり此謡に
よりてなりたるなるべし

【補】山椒太夫が説　山椒一説に山枡と書

俗説に山荘太夫といふ者此事附にあり　あまねく人の知る処なれば是をしるさず
今按ずるに猿楽謡にもあれども又いづとさだかならずして
此事ありしならじ貝原篤信が廻紀に云丹後国
栗田村（宮津より一里）海を越てわたる栗田より西一里ばかりに栗田嶺
（或号ニ云男）山上に宮津郷と田辺郷の境あり七曲八嶺と
てならびなき嶮難の坂路五十町を経て由良港
に出る爰に俗にいふ山椒太夫が子三郎が墓有
（田辺之府志云山椒太夫が墓なり墓の上に松をうへしと云）海辺に遊小浜などいふ所あり
由良は宮津より武里三十町にあり民家三百餘あり

石浦（出石の内なり 本村より半里）といふ所に山椒太夫が屋敷の跡と
て石の水が添あり中山といふ所に国分寺の跡あり
（田邊府志云 和仁村の内なりとあり）今小堂に弥勒の像のこれありと
云へたり（田邊府志に山椒太夫が事を詳しくしるせり且古跡所集にもしるせり今ハ道を略を）

近世

補 菓子をぬすむ侍童が説（ある人の物語を出して評をくはへ且理を それらがへて害となるがあればなり）
俗説云中ごろある人（姓名未詳）寵愛の侍童を同懐の
男色に暴して数通の文をおくる侍童これをわたさざるを
たんじとてかくて出仕のときハ主君の前にあり宿にハ
行ざれバ侍童窃と一紙かりせんとうつて男を謀
籠にいれて来しも小者部屋にてかくれんとたくみけり
かくてしも主君三日の酒宴ありて侍童も主君の
あたり居しかば男にあふべきやうもなかりし其うち男が
飢んことをおもひ食せしめんためにに菓子をぬすみて
懐中しあるにあやまりて主君の前に落しぬ主君
大にいかりてころさんとしきるが彼男が侍童に通
しきりしより事あらはれしと聞いて大に感じ
が側につかへるなどいひてやさしきことをかへりしに
ある男にわたんとするハかへりてひとがしべきものを

らんと恋する男をもそれしがさらにはゞかることの
なくそれよりかくとひらけることも敵なりとも用ゆる
なりとものなり侍童を男にわたしゆるとや法けなりし
今様かれは彼男に主君の愛せる侍童に恋慕して
消息をおくり侍童をさそふらば君愚かなりとそれを
男と葛藤ようくせし所為あらはれば讎
敵となし手引し主君の首を切るべきことも也
世人果子をねたむるものゝ辱を烈て不義をなす
あることの恥をしらず果子をねたむる所へゆるとよ
なふ義をあはせしとぞゆるとどのれと打れて男女共に

色どもかりて愛せられる君へむかひし侍童は妾女に
あひよく恋慕せる男を烈丈になしとらへべし或
は又妾女に通せるものをば誅罰し侍童に通せ
るものをば赦免をしゐる法わかんやかれ姦悪を
或ては小人のかはしひかへぬ若しゆるさば後日又他
夫に通ずる侍童出来家風みだるゝ基となる
色しきりとして主君の心を害せば同罪に依怙
せるの識をうくべし名を汚し身を探しなそう
しなん家をつぶさんは不君にわるとせんや不孝に
わるとせんや不忠不孝は己て君ありとはいはれ候はず

廣益俗説辨遺編巻廿七　終

国立公文書館
National Archives of Japan